



長野県報

3月6日(木)
令和7年
(2025年)
第589号

目次

規則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)..... 1

告示

都市計画事業の事業計画の変更認可(5件)(水道・生活排水課)..... 3

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)..... 5

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)..... 5

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... 5

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)..... 6

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(健康福祉政策課)..... 8

都市計画事業の事業計画の変更認可(水道・生活排水課)..... 8

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・IT振興課)..... 9

都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止(都市・まちづくり課)..... 15

都市計画事業の事業計画の変更認可(3件)(都市・まちづくり課)..... 15

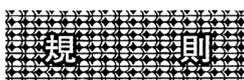
特定調達契約に係る一般競争入札(道路建設課)..... 16

開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課)..... 18

特定調達契約に係る落札者の決定(水道・生活排水課)..... 19

特定調達契約に係る一般競争入札(生涯学習課)..... 19

正誤(情報公開・法務課)..... 21



長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月6日

長野県公安委員会委員長 柳平千代一

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「人身安全・少年課 生活環境課」を「人身安全対策課 生活安全捜査課」に改める。

第5条第5項を削る。

第10条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項を次のように改める。

2 生活安全企画課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、総合犯罪防止対策室を付置する。

(1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること(人身安全対策課の所掌に属するものを除く。)

(2) 犯罪の予防に関すること(人身安全対策課及びサイバー捜査課の所掌に属するものを除く。)

第10条に次の1項を加える。

4 生活安全企画課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、少年サポートセンターを付置する。

(1) 少年の補導に関すること。

- (2) 被害少年の保護に関すること。
- (3) 少年を取り巻く環境の浄化に関すること。
- (4) 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。
- (5) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

第10条の2の見出しを「(人身安全対策課)」に改め、同条第1項中「人身安全・少年課」を「人身安全対策課」に改め、同項第6号から第10号までを削り、同条第2項を削る。

第11条の見出しを「(生活安全捜査課)」に改め、同条中「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改め、同条中第17号を第20号とし、第6号から第16号までを3号ずつ繰り下げ、同条第5号中「(人身安全・少年課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条を同条第8号とし、同条第1号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、同条第4号の前に次の3号を加える。

- (1) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (2) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(明治33年法律第33号)及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正11年法律第20号)の規定による20歳未満の者の喫煙及び飲酒の取締りに関すること。
- (3) 少年による犯罪の捜査に関すること。

第12条に次の1項を加える。

2 サイバー捜査課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、サイバーセキュリティ戦略推進室を付置する。

- (1) サイバーセキュリティに係る企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) サイバーセキュリティに係る人材育成及び教養に関すること。

第12条の2第1項第1号中「こと」の次に「(地域指導室の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地域課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、地域指導室を付置する。

- (1) 地域警察官の指導及び育成に関すること。
- (2) 雑踏警備に関すること。
- (3) 交通機関(列車を除く。)への警乗に関すること。

第30条第7項中「第9項各号」を「第10項各号」に改める。

附則第2条の次に次の1条を加える。

(庁舎建設準備室)

第3条 会計課に、当分の間、警察本部等の庁舎の建設に関する事務をつかさどらせるため、庁舎建設準備室を付置する。

2 庁舎建設準備室に、第32条第1項に掲げる職のほか室長の職を置き、警視の階級にある警察官又は警察行政職員をもって充て、上司の命を受けて室務の掌理及び部下職員の指揮監督を行う。

3 会計課に庁舎建設準備室が置かれる間、第6条第3項第2号中「こと」とあるのは、「こと(庁舎建設準備室の所掌に属するものを除く。)」とする。

別表第1の9の佐久市望月交番の項中「印内」を「印内 布施 春日 協和」に改め、同9の佐久市布施警察官駐在所の項、佐久市春日警察官駐在所の項及び佐久市協和警察官駐在所の項を削り、同9の佐久市八幡警察官駐在所の項及び佐久市中津警察官駐在所の項を次のように改める。

佐久市浅科警察官駐在所	佐久市甲	佐久市 甲 八幡 蓬田 桑山 矢嶋 塩名田 御馬寄
-------------	------	------------------------------

別表第3のサイバーセキュリティ戦略推進室の項を削り、同表の特殊詐欺抑止対策室の項中「特殊詐欺抑止対策室」を

「総合犯罪防止対策室」に改め、同表の許可事務担当室の項の次に次のように加える。

少年サポートセンター	室長	警部又は警察行政職員	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
------------	----	------------	------------------

別表第3の人身安全・少年課の項中「人身安全・少年課」を「人身安全対策課」に改め、同表の少年サポ-

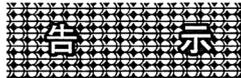
トセンターの項中「少年サポートセンター」を「サイバーセキュリティ戦略推進室」に改め、同項の次に次のように加える。

地域指導室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
-------	----	----	------------------

附則

この規則は、令和7年3月19日から施行する。

警務課



長野県告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
岡谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岡谷都市計画下水道事業 岡谷市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和50年1月9日から
令和12年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
諏訪市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
諏訪都市計画下水道事業 諏訪市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年3月11日から
令和12年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
小諸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称